

春日市 分別収集計画

第 6 期

(平成23年度～平成27年度)

福 岡 県 春 日 市

春日市分別収集計画第6期

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

1 計画策定の意義

本市は、市内のほとんどを住宅地が占める西日本でも有数の人口が密集した自治体である。また、賃貸等の集合住宅が多いことから転出入者も多く、そのため市民の生活様式も多様化している。

こうした背景の中、ごみの分別・減量・リサイクルについては、平成17年1月に「循環型都市づくり行動計画」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいるところであるが、まだまだ十分には浸透していないというのが現状である。

具体的な本市のごみ処理量については、可燃ごみの量が増加傾向にあったものの、平成18年度からの家庭ごみ処理費用の有料化により排出抑制と分別の徹底が図られたため、減少に転じている。

一方で、今後のさらなる排出抑制や分別の徹底を図るために分別品目を増やすことについては、環境効果や経済効率、負担の公平性などを十分に考慮していく必要がある。

また、本市は、可燃ごみについては福岡市に処理委託、不燃ごみについては大野城市との一部事務組合により処理を行っており、それらの自治体と足並みをそろえることも不可欠である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

市民・事業者・行政の各主体が、ごみや資源物の処理に自ら責任を持ち、自発的な行動を起こすことによる排出量の削減や資源の有効活用
住民参加を中心とした市民・事業者・行政の各主体連携による循環型都市づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	6,765 t	6,765 t	6,764 t	6,760 t	6,755 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

環境教育及び啓発活動の充実

自治会や学校、その他各種団体からの要請に応じて、ごみ処理の現状やごみの減量化・リサイクル等のごみ問題に関連した情報を提供していくことで、一層の関心を持ってもらうと同時に、認識を深めてもらう。また、ごみ処理施設を見学する機会を設けることで、ごみの分別方法や収集から処理までの状況を認識してもらい、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義や効果に関する教育啓発活動に努める。

自主的なリユース及びリサイクル活動の充実

- ・ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、古紙等の集団回収を実施する団体に対し、報奨金の交付並びに古紙等回収倉庫設置費用の補助を行うことで、古紙等の回収を促進していく。
- ・市自治会連合会主催する、フリーマーケット（年2回）の開催支援を行う。

事業系ごみ対策の充実

- ・多量排出事業者（床面積が3,000㎡以上）については、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を提出させ、適正処理の指導を行う。

- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が事業所から排出される古紙を分別収集する「事業系古紙回収事業」への協力事業所の拡大に努めるとともに、同事業に係る経費の一部補助を行う。

広報による普及、啓発

市民が排出抑制や適正な分別を行うための情報伝達的手段として、広報誌やホームページの内容充実、効果的な広報媒体の活用を行う。

エコ・ショップ制度の充実

エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売や、マイバッグ持参の促進や簡易包装の推進、資源物の店頭回収等に積極的に取り組む店舗をエコ・ショップとして認定するとともに、その拡充に努め、広報誌やホームページ等で紹介を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な機材や作業員等の確保、選別処理施設の整備状況、市民の分別に対する協力度等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のように定める。

収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
びん・カン	スチール製容器					
	アルミ製容器包装					
	無色ガラス製容器					
	茶色ガラス製容器					
	その他ガラス製容器					
紙製容器包装	飲料用紙製容器					
	段ボール					
	その他紙製容器包装					
プラスチック製容器包装	ペットボトル					
	その他プラスチック製容器包装					
	白色トレイ					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
主としてスチール製の容器	152t		140t		129t		118t		109t	
主としてアルミ製の容器	56t		55t		55t		54t		54t	
無色のガラス製容器	(合計) 168t		(合計) 163t		(合計) 158t		(合計) 153t		(合計) 149t	
	(引渡) 75t	(独自) 93t	(引渡) 70t	(独自) 93t	(引渡) 65t	(独自) 93t	(引渡) 60t	(独自) 93t	(引渡) 56t	(独自) 93t
茶色のガラス製容器	(合計) 156t		(合計) 155t		(合計) 153t		(合計) 151t		(合計) 149t	
	(引渡) 63t	(独自) 93t	(引渡) 62t	(独自) 93t	(引渡) 60t	(独自) 93t	(引渡) 58t	(独自) 93t	(引渡) 56t	(独自) 93t
その他の色のガラス製容器	(合計) 69t		(合計) 67t		(合計) 65t		(合計) 63t		(合計) 61t	
	(引渡) 69t	(独自) 0t	(引渡) 67t	(独自) 0t	(引渡) 65t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t	(引渡) 61t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	953t		924t		896t		868t		841t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 101t		(合計) 103t		(合計) 104t		(合計) 105t		(合計) 106t	
	(引渡) 0t	(独自) 101t	(引渡) 0t	(独自) 103t	(引渡) 0t	(独自) 104t	(引渡) 0t	(独自) 105t	(引渡) 0t	(独自) 106t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 88t		(合計) 83t		(合計) 78t		(合計) 73t		(合計) 69t	
	(引渡) 59t	(独自) 29t	(引渡) 54t	(独自) 29t	(引渡) 49t	(独自) 29t	(引渡) 44t	(独自) 29t	(引渡) 40t	(独自) 29t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去5年間の資源化量実績を基に各年度の前年度からの変動率を算出し、直近3カ年度の平均変動率を算出。直近年度の1日一人当たりの排出量実績に平均変動率と人口を乗じて平成23年度以降を算出した。

人口については、第5次春日市総合計画に基づき、次のとおりと設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
109,369人	109,338人	109,274人	109,165人	109,015人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、可能な限り現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器・段ボール・その他紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

また、事業系古紙回収事業により一般廃棄物収集運搬許可業者が分別収集している事業系の段ボールについては、引き続き同業者が分別収集を実施することとし、同事業に対する補助を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製容器	びん・カン	市による定期収集	一部事務組合
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
ペットボトル	ペットボトル・白色トレイ		
白色発泡スチロール製食品トレイ			
飲料用紙製容器	紙類	集団回収	民間業者
段ボール			
その他紙製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、びん・カン・ペットボトル・白色トレイについては、春日大野城リサイクルプラザにて選別・圧縮・保管を行う。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	びん・カン	指定袋	パッカー車	春日大野城 リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル ・白色トレイ			
白色発泡スチロール製 食品トレイ				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に行うために、各自治会(環境部会委員)・市民・地域・行政が一体となった取り組みを進めていく。

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、古紙等集団回収報償金制度を推奨していく。